

会議の公開等の取り扱いについて（案）

1 会議の公開

会議は、原則として公開する。

ただし、個人のプライバシーに関する事項その他公開することが適当でない事項を審議する場合には、会長が審議会に諮り、会議を非公開とすることができる。

2 傍聴

傍聴については、そのつど、会長が審議会に諮り許可する。

なお、傍聴者には資料を配付する。

3 会議録

- (1) 会議録は要点筆記とし、発言者の個人名は記載しない。
- (2) 会議録は、原則として次回の審議会までに作成し、審議会で内容を確認した後会長が署名し確定する。
- (3) 会議録の公開請求があった場合には公開とする。ただし、非公開とした会議の会議録は原則非公開とする。なお、公開・非公開の最終決定は執行機関（区長）の責任で行う。
- (4) 会議録作成の補助のため、録音する。録音したテープは、会議録が確定した後に消去する。

以 上